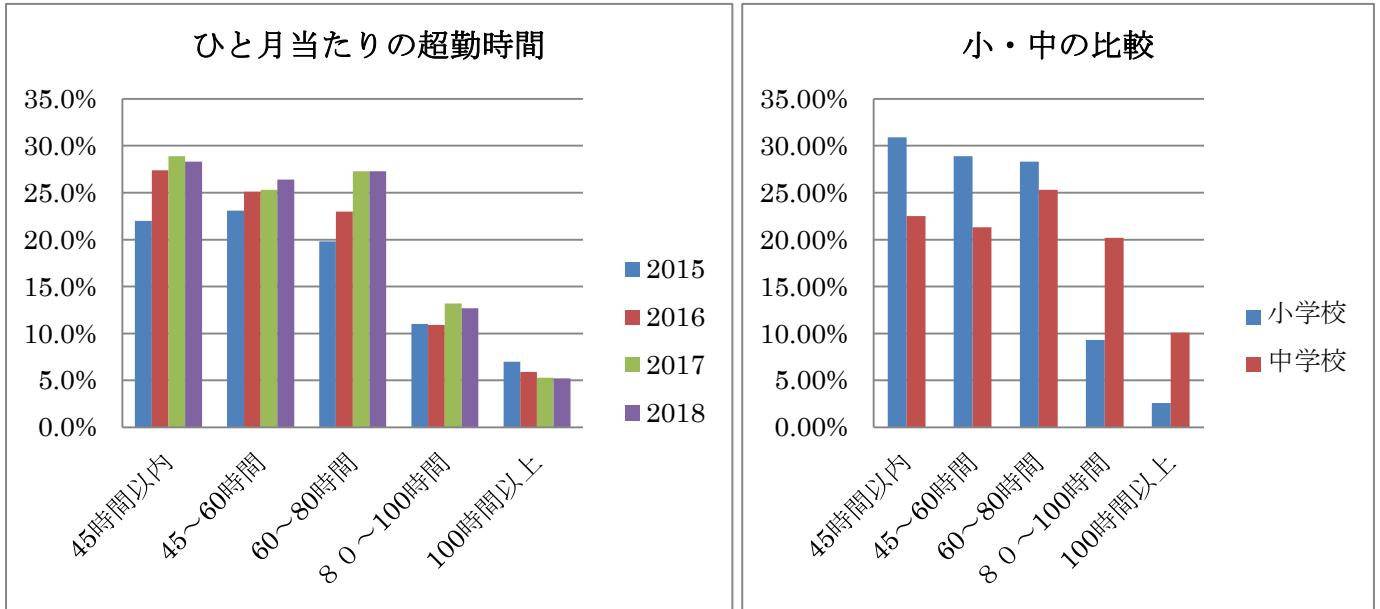


# 働きやすい職場づくりアンケートより

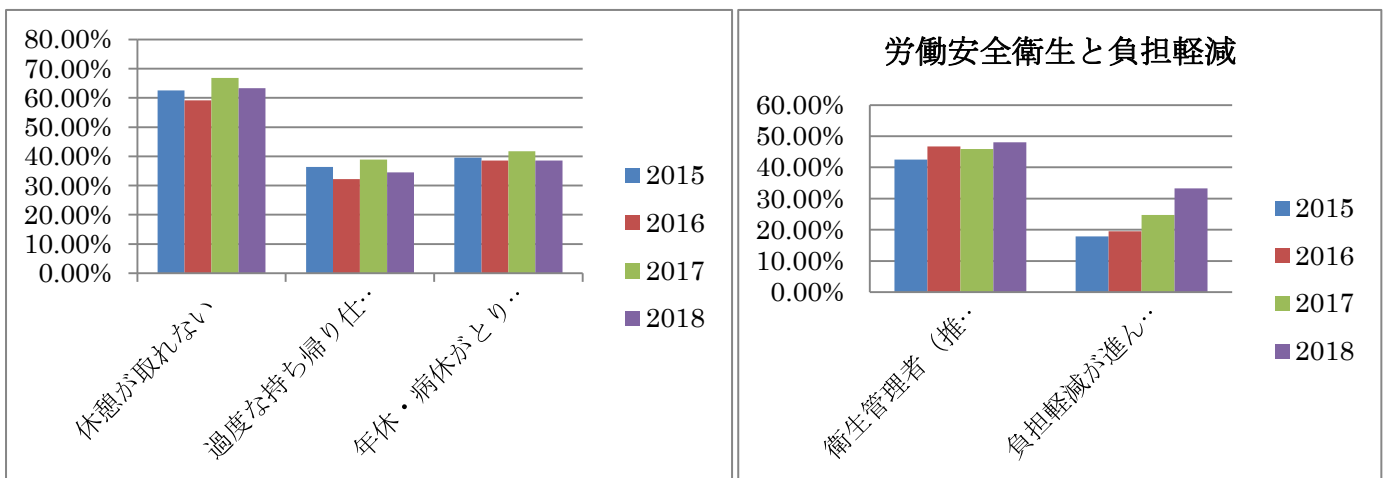
熊本県教職員組合 2018 その1

## 月当たりの超勤時間45時間以上が今年も7割を超える



厚生労働省が心疾患や脳疾患の疾病に影響を及ぼすとしている月当たり45時間以上の時間外勤務をしている人が今年も7割を超えました。また、産業医の面接指導の対象となる80時間以上については、全体として増えてはみませんが、今年も中学校が小学校を大きく上回っています。しかしながら、小学校の英語や道徳の教科化など指導内容は増えるばかりです。長時間勤務の実態を急いで改善するには（人員を増やせないのなら）業務の削減をするしかありません。熊本県教職員組合は今年の交渉で（欠員臨採や部活動指導員など）人員の配置や学校の本来業務ではないものを具体的に削減することを求めています。

## 勤務実態、負担軽減はわずかながら改善される

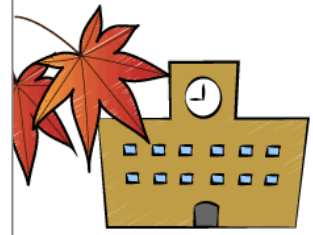
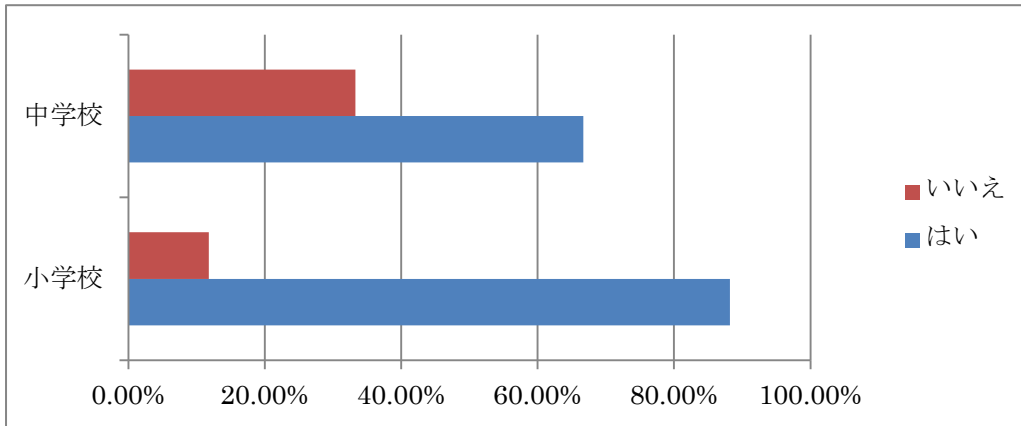


休憩や過度の持ち帰り仕事、年休・病休の取得についてはわずかではありますがどの項目も前年度よりは改善されました。また、負担軽減が進んでいると感じている人も初めて3割を超えました。残念ながら労働安全衛生管理者（推進者）の認知は相変わらず進んでいません。厚労省が定める管理者（推進者）の業務として「安全衛生に関する方針の表明」があります。学校の誰もがその活躍を知っている管理者（推進者）の育成が急務です。

# 働きやすい職場づくりアンケートより

熊本県教職員組合 2018 その2

あなたの学校では新しい部活動の方針は守られていますか？

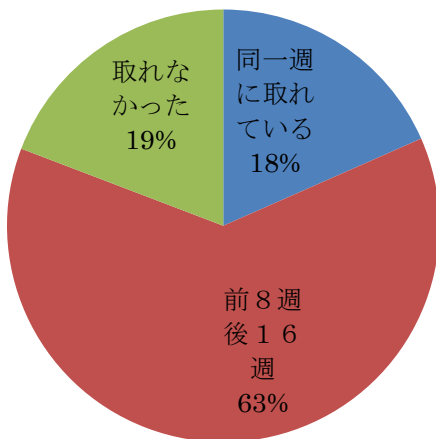


新しい部活動方針では、週2日以上 of 休養日や練習時間の規制など厳格化が図られています。残念ながら中学校ではまだ3分の1程度の人を守られていないと答えています。来年度から小学校の部活動は完全に社会体育に移行されます。市町村によっては中学校の部活動の社会体育化を検討しているところもあります。

## 土曜授業の代休は原則として同一週内と決められています

熊本県市町村立学校職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例

### 土曜授業の代休



2- (1) 校長は、週休日に特に勤務することを命ずる必要がある場合には、当該週休日と他の日の勤務時間を振り替えることができるものとし、この場合において振替は、勤務時間の安定性を確保する意味から原則として同一週内で行うものとする。ただし、同一週内に限定すると校務の運営に支障があると認める場合又は職員からの申し出があり校長が認める場合には、勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日(月2回を上限として土曜授業を行う学校において、当該土曜日に勤務を命ずる必要がある場合には、当該土曜日を起算日とする8週間前の日から当該土曜日を起算日とする16週間後の日)までの期間において変更することができる。なお、校長は、週休日の振替え等を行ったときは、職員に対して速やかにその旨を通知するものとする。

残念ながら今年も前年とほぼ同じ結果になってしまいました。実際には代休が取れなかった人が約2割もいます。理由としては「代休があることを知らない」という人が12人もいました。また、同一週に取れない理由として「長期休業中に始めから決まっている」という意見が多くあり、「同一週に取れるとは知らなかった」という人もいました。私たち教職員の1週間当たりの勤務時間は38時間45分と県条例で定められています。条例が守れない原因となっている土曜授業の導入は安易に行うべきではありません。

代休が取れずに困っている人は、まずは組合にご相談ください。(組合本部 TEL096-372-1500)